平成２８年（フ）第８９３９号
東京都江東区北砂１丁目４―16―1003
破産者　荒井　一昭
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９７５号
東京都板橋区志村２―22―６　Ｋｉｍｕｒａ　Ｏｆｆｉｃｅ102、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区東雪谷２丁目16番13号
破産者　株式会社コーク
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９００６号
東京都世田谷区八幡山２丁目15―22、開始決定時の住所東京都世田谷区経堂１丁目16―９
破産者　田嶋　晴光
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０１０号
東京都世田谷区太子堂２丁目20番５号　ハイツ石井202
破産者　株式会社エーワイファクトリー
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０４４号
東京都目黒区上目黒２丁目15番６号
破産者　株式会社ヒトミーナ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０４５号
神奈川県逗子市小坪１丁目20―１、開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目14―19　アメニティ松が岡Ｂ―１号室
破産者　野崎　仁美
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３号
東京都品川区西五反田５丁目１―10―410
破産者　平良　梨奈
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０３号
東京都西東京市保谷町３丁目２―10
破産者　石川　　清
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１０号
東京都荒川区西尾久３―22―９―301
破産者　渡辺　和男
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５２号
東京都国立市東４丁目６―17―304
破産者　稲葉　宏章
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４号
東京都北区中里３丁目21―８―101
破産者　太田　慎也
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１５号
東京都町田市森野１丁目２―113
破産者　林田　　卓
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６号
長野県茅野市米沢768番地
破産者　株式会社米沢建工
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１０８６号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番17棟404号
破産者　平　　輝雄
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８５号
千葉県市川市塩焼４丁目５番22―104号（Ｙグランデジュール）
破産者　中山　博司（旧姓塀和）
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４２号
千葉県八千代市八千代台北14丁目７番４号　テラスカトレアＥＡＳＴ
破産者　大倉　裕昇
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２２号
千葉県八千代市勝田台２丁目23番地４　ＫＩビル101号、開始決定時の住所千葉県八千代市勝田台３丁目37番地２　エステートピア愛101号
破産者　佐竹　一代
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２４号
千葉県八千代市村上南５丁目８番地６　レクセルグランデ勝田台315号
破産者　坂本　竜一
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２１号
千葉市中央区川戸町404番地　読売センター内
破産者　竹野　　徹
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０９号
千葉県市原市君塚３丁目14番地１
破産者　須藤　　敦
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係